

固定資産税の減額措置（省エネ改修工事）

平成20年1月1日に存在し、平成28年3月31日までで一定の省エネ改修工事を行った住宅について、工事が完了した年の翌年度分に係る固定資産税額の3分の1を減額します。

注対象面積は居宅部分の120㎡までです。

対象住宅

- ▽専用住宅
  - ▽延床面積に対し2分の1以上が居宅部分である併用住宅
  - 分譲マンションなどの区分所有家屋（原則、専用部分のみが対象）
- 注賃貸住宅は除く。

要件

- ▽改修費用が50万円を超えていること
  - ▽次の①～④までのうち、①を含む工事を行うこと
  - ①窓の断熱改修工事（二重サッシ化、複層ガラス化など）
  - ②床の断熱改修工事
  - ③天井の断熱改修工事
  - ④壁の断熱改修工事
- 注外気などと接するものの工事に限る。

申請手続

減額措置を受けようとする納税者は、改修後3カ月以内に、次の書類を添付して固定資産税の減額申請書を課税課家屋係に提出してください。

- ▽申請書は課税課にあります。
- ▽工事明細書および領収書など
- ▽建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関または住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが発行した「熱損失防止改修工事証明書」
- 住宅バリアフリー改修による固定資産税の減額措置が適用されても、省エネ改修工事を行った場合は、それぞれに減額措置が適用されます。詳しくは問い合わせください。

問課税課・家屋係  
TEL 06・6992・1474

固定資産税の特例措置

土地に対する固定資産税は、賦課期日（1月1日）現在、住宅の敷地となっている住宅用地であれば特例措置により軽減されます。

賦課期日現在、住宅を建て替えている場合でも、前年度の賦課期日における建て替え前の住宅の所有者が同じで、建て替え後の翌年度の賦課期日における住宅の所有者であることなど、一定の要件を満たすと申告により軽減の対象となります。

問課税課・土地係  
TEL 06・6992・1474



税金クイズとふれ愛コンサートを開催

時 12月15日（火）16:00

場 守口文化センター（エナジーホール）

内 ▽第1部＝中学生・高校生が書いた「税についての作文」優秀作文朗読、税がわかる「税金クイズ」

備 クイズ正解者には賞品あり

▽第2部＝迫力あふれる「ふれ愛コンサート」

出演：大阪桐蔭高等学校吹奏楽部

問 門真納税協会

TEL 06-6908-0631



保険

国民健康保険料 夜間・休日納付相談

平日や昼間、仕事などで忙しい人は利用してください。

夜間 11月24日（火）・26日（木）・27日（金）  
いずれも19:30まで

休日 11月29日（日）10:00～15:00

場 保険収納課、保険課（市役所本館1階）

TEL 06-6992-1538, 1532, 1545

注 来庁時は、夜間休日受付出入口（正面玄関側）を利用してください。

車で来庁した人を対象に、相談時間帯のみ臨時駐車場を夜間休日受付出入口（正面玄関側）の前に設置していますが、駐車台数に限りがありますのでご協力をお願いします。

国民健康保険料を滞納すると

期限までに納付がない場合は、督促状が発送されます。それに伴い督促手数料が発生するほか、延滞日数に応じて延滞金も加算されます。

通常の保険証に代わり、有効期限の短い「短期被保険者証」が交付されます。

さらに長期にわたり納付相談などが無い場合は、保険証を返還することで、医療費を全額負担する「資格証明書」を交付する場合があります。

財産の差し押さえなどの法的措置を行う場合があります。

現在、納期限までに納付している人との公平性・公正性を保つため、法令に基づき、差し押さえ処分をより一層強化しています。

保険料の滞納がある場合は、早めに相談してください。

問 保険収納課  
TEL 06・6992・1538